主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人岡部頼三の上告趣意について。

論旨は原判決の量刑不当を主張するものであるから、適法な上告理由となり得ない。

よつて旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見によるものである。

検察官 岡本梅次郎関与

昭和二五年一一月二八日

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 長谷川
 太一郎

 裁判官
 井上
 登

 裁判官
 島
 保

 裁判官
 河村
 又介